

中国の農村産権交易所の一例

—「汨羅市農村産権交易中心」の取組み—

主任研究員 王 雷軒

中国では、多様な経営主体による集約的農業経営を発展させるために、農地の経営権と呼ばれる、農地を耕作に利用する権利の流動化が推し進められている。農地経営権等の多様な財産権は、農村産権交易所を通じ取引でき、近年、複数の民間企業が新たな勢力として農村産権交易所に関与を強めつつある。

2023年9月に、民間企業のなかでもトップランナーとして名高い「土流集団(Tuliu group)」に聞き取りを行った(王(2024))。同社は、地方政府、特に県政府に農村産権交易所の新設や運営ノウハウが乏しいことから、18年に地方政府による農村産権交易所の新設やその後の運営支援を行う提携事業を開始した。提携において同社は、出資、取引に必要なシステムの提供、取引制度づくり、法律相談等の関連サービスを地方政府に有料で提供している。

24年6月に、同社が出資しあつ運営に関与している汨羅(Miluo)市農村産権交易中心(以下、交易所)の曹社長らに聞き取りを行った。その概要を本稿で紹介する。

1 同交易所の管内概要

汨羅市は、湖南省岳陽市に位置する県級市である。23年の同市統計公報によると、同市の農地面積は234.3万ム(1ム=6.667アール、15ム=1ヘクタール)、うち耕地面積が51.2万ム、林地が87.0万ム、草地が54.8万ムである。23年末の戸籍ベースの人口は65.9万人、市内には15の鎮、179の村(社区)ある。

23年の食糧作付面積は98.7万ム、うち水稻が83.3万ム(二期作あり)、トウモロコシが10.1万ムであった。農民合作社は1,258社、家庭農場は508場、一定規模以上の農企業は49社ある。同市は、国の重要な穀物生産拠点の1つ

となっているほか、農村振興のモデル市や農村居住用地制度改革の試験市にも認定されている。

2 交易所の運営体制・主な取引業務

土流集団は、同市政府の承認を得て汨羅市農業農村開発有限公司(注1)との合弁で、約1年間の試運転期間を経て23年2月に正式に交易所を設立した。同交易所は、財産権取引を行うためのプラットフォームを構築したほか、市、鎮、村段階の拠点を三位一体とする取引のための運営体制を整備してきた。曹社長はこれを「取引の管理監督、取引システムの構築、情報配信、取引規則、取引プロセス、手数料基準、取引認証、取引決済の統一的運営(8つの統一)を図ってきた」と語った。具体的に、市段階では、取引規則の制定、取引情報の配信、取引主体の資格審査、取引過程の監督管理、取引後の認証等のサービスを提供し、鎮段階では、情報の確認、市段階への情報の報告、取引実施へ向けた段取りを行っている。村段階では、情報の収集と整理、鎮段階への情報の報告等の業務を担うように整



写真 同交易所の入り口(筆者が撮影)

備してきた。

同交易所の取扱財産権については、耕地、草地、水面養殖等の農家請負土地の経営権、林地の所有権や経営権、農村集団所有の農家に分配されていない耕地(自留地)等の経営権を中心に関連種類が取り扱われている。

取扱財産権の1つである農地経営権を一例に取引実施の流れを説明すると、同交易所の村段階は、農家に経営権取引の意向を確認し、村民組織と農家間の経営権取引意向書を締結させ、村民組織から農家による経営権取引の同意を得る。その後、取引意向書を鎮政府の農業総合サービスセンターに提出する。鎮段階では、その取引可否を審査する。取引可能と判断すれば、それを市段階に報告する。市段階は、取引主体の資格審査等の所定の手続きを行い、同交易所のウェブサイトに情報を掲載し、その後ようやく取引実施となる。

これらの取引業務に加えて、同交易所は、金融機関と連携しながら農業融資のあっせん、農業受託サービスの仲介、農村デジタル化推進の関連サービスの提供も行っている。

23年2月の設立から1年間の経営状況を曹社長に聞いたところ、「各種財産権の取引手数料収入によって、収支はほぼ均衡している」と回答した(注2)。

3 取引業務への評価と展望

同交易所は、国有企业との合弁運営で収支均衡をほぼ実現している。地方政府は、経営面の収支均衡だけでなく、農村の財産権取引を促進し、当地域の農業発展、農村振興に寄与していると評価している。曹社長は、「同交

(注1)21年7月に設立された地方の国有企业である。同企業は、同市の国有資産服务中心により全額出資で、主に建築業や農村再生エネルギー関連事業等を行っている。

(注2)取引手数料は、貸し手および借り手から徴収するのが原則である。

易所が行う取引業務を通じて農家の収入増加、農村の振興に寄与するだけでなく、財産権取引の記録や保管、借り手からの取引保証金の徴収による地代不払の防止、透明性が高く不備のない契約による問題発生の防止等により、政府が果たすべき管理監督の強化にも微力ながら貢献している」と述べた。

実際、交易所での取引は、相対取引で多発していた地代不払や不透明な契約問題を解決してきた。また、同市以外の経営体も取引情報にアクセスできるため、取引が成立しやすくなっています。こうした状況が、農家の財産権取引から得られる利益の源泉や保護につながり、農家の収入増加をもたらしている。一方、経営面積を拡大した借り手の農業経営体も利益を得ている。例えば、第三者にも透明性の高い取引が実施されていることで、金融機関から資金を借り入れやすくなつたと感じているという。また、村にもメリットがある。一定面積以上の農地経営権を農企業に流通した場合に、村は農企業から農地管理費用を得ることができるだけでなく、誘致した農企業が村民を雇用する雇用創出効果もあるからである。これらは、農村振興の推進に寄与している。

今後の方向性について曹社長に聞いたところ、「農村財産権の取引過程に残る課題を解消し、引き続き農業と農村にある資源と資産の有効活用を実現し、農家や村に一層貢献していきたい」との抱負を語ってくれた。

＜参考文献＞

- ・王雷軒(2024)「中国の農地経営権取引市場の新たな勢力」『農中総研情報』1月号

※本研究はJSPS科研費21K05824の助成を受けたものです。

(おう らいけん)